

## 暮らしの安全知っ得情報

### 自転車の盗難が多発しています

自転車は通勤や通学、日々の買い物など身近で便利な交通手段です。近年、この自転車の盗難が多発しています。本市では、平成30年に202件の自転車盗難が発生。県内では10,989件発生し、都道府県別では全国ワースト6位でした。

被害に遭わないよう、次のことを心掛けましょう。

#### 自転車を止めたら必ず鍵をかける

盗まれた自転車の約6割が鍵をかけずに被害に遭っています。被害に遭わないための第一歩は鍵をかけることです。自宅に止めるときでも必ず鍵をかけましょう。

#### 鍵は二重にかける

異なる種類の鍵をかけることで、盗難に遭いにくくなります。備え付けの鍵のほかにワイヤー錠を施すなど、二重に鍵をかけましょう。

#### 管理の行き届いた駐輪場に止める

路上への駐輪はせず、決められた駐輪場に止めましょう。「照明が設置されている」「防犯カメラが設置されている」「警備員が巡回している」など管理の行き届いた駐輪場を選びましょう。

また、被害に遭った場合でも、防犯登録をしておけば発見しやすくなります。自転車の防犯登録は「自転車の安全利用の促

進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」でも義務づけられていますので、未登録の場合はすぐに手続きしましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



## 消費生活相談Q&A

### 国民健康保険税還付金詐欺に注意

**Q** 市役所の職員を名乗る人から「国民健康保険税の還付金があり、本日中に手続きが必要」という電話がありました。「銀行口座に振り込むので銀行名と預金残高を教えてください」と言われたので、銀行名と預金残高を教えました。その後、銀行職員を名乗る人から電話があり「キャッシュカードと携帯電話を持ってスーパーのATMに行き、後から来る銀行員と一緒に手続きするように」と言われました。不審に思いますが、どうしたらよいのでしょうか。



**A** 市役所などの行政をかたった還付金詐欺のため、指示には従わないでください。相手の指示通りにATMを操作すると、還付金を受け取るどころか、気付かないうちにお金を振り込まされてしまいます。市役所からの還付金の手続きの際に、ATMを操作するよう指示することや預金残高を聞くことはありません。また、安易に口座番号や携帯電話の番号を教えないように気を付けてください。

おかしいと思ったら、保険年金課(☎20-1526)や消費生活センター(☎23-1161)に相談してください。また、成田警察署(☎27-0110)にも連絡しましょう。

※くわしくは同センターへ。

## 国民健康保険

### 加入・脱退の手続きを忘れずに

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険(国保)への加入の届け出が必要です。これは、本人の意思にかかわらず、医療機関にかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税は、加入義務の生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度にまとめて納めることになります。

また、加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしましょう。就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受けると、後

こんなときは14日以内に届け出を

事由	届け出に必要な物 (住民票上で別世帯に属する人が手続きをする場合はほかに委任状が必要)	
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	前年所得の分かる物、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	子どもが生まれたとき	届出人の本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、生活保護受給証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	外国人が加入するとき	在留カード、パスポート、マイナンバー確認書類*2
国保を脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	ほかの健康保険に加入したとき	新たに加入した健康保険証、国保の保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	国保被保険者が死亡したとき	保険証*3
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護決定通知書、生活保護受給証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
そのほか	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証、マイナンバー確認書類*2
	世帯が分離または合併したとき	保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2

\*1 官公署が交付した、本人であることを確認できる写真付きの証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

\*2 マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書など

\*3 葬祭費の申請の際は、保険証、葬祭を行ったことが分かる物(会葬礼状や葬儀の領収書など)、喪主の印鑑、喪主の通帳、本人確認書類、マイナンバー確認書類が必要



日その医療費を国保に返還しなければなりません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

## 国民年金

### 4月から保険料が変わります

国民年金の保険料が4月から1万6,410円に変わります。

4月上旬に納付書を日本年金機構から郵送します。現金払いでの前納を希望する人は、5月7日(火)までに最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎて納付書が届かない場合は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

#### 学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が免除される「学生納付特例制度」があります。

承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期

間に算入されますが、年金額には反映されません。受け取る年金額を補うため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」もあります。

日本年金機構から申請書(はがき)が届いた人は、学校などの変更がない場合は、必要事項を書いて返送してください。

そのほかの人は、年金手帳(持っている人)、学生証の写し(有効期限が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。

特例制度を利用するための申請は、毎年必要ですので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。